

平成23年度包括外部監査報告における要改善事項及び意見(物品)

| 管理番号 | 監査対象           | 区分   | 項目                                | 主な内容  | 報告書 | 改善の状況<br>・意見を受けての考え方, 状況  | 措置等対応<br>状況の区分 |
|------|----------------|------|-----------------------------------|---|-----|---|----------------|
| 1    | 物品管理全般に関する検討結果 | 指摘事項 | ⑨返納処理後の廃棄手続                       | ・廃棄を確かに実施したことの確証として、廃棄物引取業者の受領書等を入手・保存する必要がある。  | 103 | 財務規則第277条第2項を改正するとともに、返納処理後の廃棄手続について具体的に記した通知文を配付し改めて適正化を促し、今後は全庁掲示板への掲載や年度当初に開催される財務会計の説明会においても周知していく予定です。                           | 措置等を講じた        |
| 2    | 北部クリーンセンター     | 指摘事項 | イ. 現物調査方法<br>b. 委託先貸与物品の調査未実施について | ・貸与する全ての物品について、委託元である市は現物調査を実施するか、または委託先に現物調査を実施させて市がモニタリングすべきである。  | 124 | センター内における全ての物品の調査を実施し、また、その中で委託先への貸与の対象となる物品の選別を行いました。  | 措置等を講じた        |
| 3    | 北部クリーンセンター     | 指摘事項 | カ. 貸与手続<br>a. 貸与手続の未実施について        | ・財務規則に従って、物品の貸付に係る必要な手続を行う必要がある。<br>・貸与の対象物品について実態と契約内容が乖離している状況であり、必要な対応を図るべきである。また、貸与物品の台帳を整備することが望まれる。 | 127 | センター内における全ての物品の調査を実施し、物品貸与の対象となるものについての選別を行い物品貸与簿を作成しました。また物品の貸付については、財務規則に基づき諸手続を行ない、物品の維持管理についても、財務規則にある貸付けの条件に基づき委託先である事業所に依頼しました。 | 措置等を講じた        |
| 4    | 南部クリーンセンター     | 指摘事項 | エ. 貸与手続<br>a. 貸与手続の未実施について        | ・財務規則に従って、貸付に係る必要な手続を行う必要がある。   | 129 | 財務規則に従って、貸付に係る必要な手続を行いました。  | 措置等を講じた        |